

令和8年2月25日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤真一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正に係る答申について

—熊本地方労働審議会—

1. 熊本地方労働審議会（会長 小葉武史）は、令和7年11月27日（木）熊本労働局長（金谷雅也）から熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について諮問を受け、熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会を設置して調査審議を重ね、本日、熊本労働局長に対し次のとおり答申を行いました。

○ 熊本県和服裁縫業最低工賃 答申概要

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品目	仕立て方	金額	品目	仕立て方	金額
振りそで	あわせ	25,800円	羽織		12,900円
留めそで	比翼あわせ	28,600円	道中着	あわせ	11,400円
訪問着		19,500円	道行コート		15,700円
付け下げ	あわせ	17,400円	雨コート	ひとえ	11,300円
喪服		15,800円	長じゅばん	無双ひとえ	9,300円
	ひとえ	13,100円	名古屋帯	8寸まつり	3,700円
長着	あわせ	14,500円		9寸しん入れ	5,100円
	ひとえ	8,200円	袋帯	しん入れ	4,600円
発効日 令和8年5月6日（予定）			ゆかた	ひとえ	7,200円

2. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年5月6日からの効力発生（予定）に向けて、答申内容に関する意見の受付などの所要の進めを進めてまいります。

熊本県和服裁縫業最低工賃 新旧一覧表

〈 旧 〉

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 方	
振りそで	絹	あわせ	23,800円
留めそで		比翼あわせ	26,400円
訪問着		あわせ	18,000円
付け下げ			16,000円
喪服		あわせ	14,600円
			ひとえ
長着		あわせ	13,400円
	ウール		ひとえ
羽織	絹	あわせ	11,900円
道中着			10,500円
道行コート			14,500円
雨コート	合成繊維	ひとえ	10,400円
長じゆばん	絹	無双ひとえ	8,600円
	合成繊維		6,800円
名古屋帯	絹	8寸まつり	3,400円
		9寸しん入れ	4,700円
袋帯		しん入れ	4,200円
ゆかた	木綿	ひとえ	5,800円

〈 新 〉

品 目	仕 立 方	金 額
振りそで	あわせ	25,800円
留めそで	比翼あわせ	28,600円
訪問着	あわせ	19,500円
付け下げ		17,400円
喪服	あわせ	15,800円
		ひとえ
長着	あわせ	14,500円
	ひとえ	8,200円
羽織	あわせ	12,900円
道中着		11,400円
道行コート		15,700円
雨コート	ひとえ	11,300円
長じゆばん	無双ひとえ	9,300円
名古屋帯	8寸まつり	3,700円
	9寸しん入れ	5,100円
袋帯	しん入れ	4,600円
ゆかた	ひとえ	7,200円

※答申内容では、金額の改正のほかに、規格の「生地」が廃止されています。



熊地労審発第4号
令和8年2月25日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年11月27日付け熊労発基1127第1号をもって諮問のあった標記について、令和8年2月5日専門部会を設け、以来2回にわたり慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長

高山 仁子

本田 悟士

山下 雅裕美

現 職

尚絅大学生生活科学部栄養科学科教授

弁護士

弁護士

家内労働者代表委員

田中 由紀子

乗富 あずさ

森田 操

一級和裁技能士、職業訓練指導員

連合熊本副会長

連合熊本副事務局長

委託者代表委員

安樂 美代子

池田 満頼

松本 武久

熊本商工会議所女性会会長

株式会社池田屋代表取締役

熊本県経営者協会事務局長

熊本県和服裁縫業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあつては1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	仕立て方	金 額
振りそで	あわせ	25,800 円
留めそで	比翼あわせ	28,600 円
訪問着		19,500 円
付け下げ	あわせ	17,400 円
喪服		15,800 円
	ひとえ	13,100 円
長着	あわせ	14,500 円
	ひとえ	8,200 円
羽織		12,900 円
道中着	あわせ	11,400 円
道行コート		15,700 円
雨コート	ひとえ	11,300 円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300 円
名古屋帯	8寸まつり	3,700 円
	9寸しん入れ	5,100 円
袋帯	しん入れ	4,600 円
ゆかた	ひとえ	7,200 円

- 4 効力発生日
法定どおり